振動規制法施行規則の規定により市長が指定する区域(平成24年告示第90号)

〔改正〕平成27年4月20日 平成27年告示第122号

振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)別表第1付表第1号の規定により市長が指定する 区域を次のように定め、平成24年4月1日から施行する。

振動規制法(昭和51年法律第64号)第3条第1項の規定により指定された地域のうち次に掲げる区域

- 1 都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第8条第1項の規定により定められた第1種低層住居専用地域,第2種低層住居専用地域,第1種中高層住居専用地域,第2種中高層住居専用地域,第1種住居地域,第2種住居地域,準住居地域,近隣商業地域,商業地域及び準工業地域として定められた区域
- 2 1に掲げる区域以外の区域であって次に掲げる施設の敷地の周囲80メートルの区域
  - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
  - (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所
  - (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する 診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
  - (4) 図書館法 (昭和25年法律第118号) 第2条第1項に規定する図書館
  - (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
  - (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園